

第1827号
令和5年12月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例

(民事)

- 1 租税特別措置法施行令（平成29年政令第114号による改正前のもの）39条の16第1項を適用することができないとした原審の判断に違法があるとされた事例
- 2 増額更正処分後に国税通則法23条1項の規定による更正の請求をし、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた者は、当該通知処分の取消しを求める訴えの利益を有する

(令和4年（行ヒ）第228号、第229号・令和5年11月6日 第二小法廷判決 一部破棄自判、一部棄却)

(刑事)

- 逃亡犯罪人引渡法に基づく仮拘禁許可状の発付に対する不服申立ての許否

(令和5年（レ）第735号・令和5年11月6日 第二小法廷決定 棄却)

◎記事

8

- 山口厚最高裁判所判事の退官
- 宮川美津子氏最高裁判所判事に就任
- 叙位・叙勲（9月分、死亡者のみ）
- 人事異動（11月5日～11月14日）

◎最高裁判所規則

9

- 人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則について

◎法律等

9

- 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律について



裁判例

民事

◎ 1 租税特別措置法施行令（平成29年政令第114号による改正前のもの）39条の16第1項を適用することができないとした原審の判断に違法があるとされた事例

2 増額更正処分後に国税通則法23条1項の規定による更正の請求をし、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた者は、当該通知処分の取消しを求める訴えの利益を有する

件名 法人税更正処分等取消請求事件

最高裁判所令和4年（行ヒ） 第228号

第229号

令和5年11月6日 第二小法廷判決

一部破棄自判、一部棄却

上告人・附帯被上告人 国

被上告人・附帯上告人 株式会社みずほ銀行

原 審 東京高等裁判所

主 文

1(1) 原判決主文第1項から第3項までを破棄する。

(2) 被上告人の控訴を棄却する。

(3) 被上告人が原審において拡張した請求を棄却する。

2 本件附帯上告を棄却する。

3 原審及び当審における訴訟費用は被上告人の負担とする。

理由

第1 事案の概要

1 内国法人である被上告人は、平成27年4月1日から同28年3月31日までの事業年度又は課税事業年度（以下、併せて「本件事業年度」という。）に係る法人税及び地方法人税（以下「法人税等」という。）の申告をしたところ、処分行政庁から、租税特別措置法（平成29年法律第4号による改正前のもの。以下「措置法」という。）66条の6第1項の規定により、ケイマン諸島において設立された被上告人の子会社であるMHBK Capital Investment (JPY) 4 Limited及びMHC Capital Investment (JPY) 4 Limited（以下、併せて「本件各子会社」という。）の後記2の課税対象金

額に相当する金額が、被上告人の本件事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入されるなどとして、法人税等の各増額更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けた。また、被上告人は、本件事業年度の法人税等について更正の請求をしたが、処分行政庁から、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）を受けた。

本件は、被上告人が、上告人を相手に、上記各増額更正処分（ただし、後記3(3)イの各減額更正処分により一部取り消された後のもの）の一部及び上記各賦課決定処分（ただし、後記3(3)イの各変更決定により一部取り消された後のもの）並びに本件各通知処分の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定めは、次のとおりである。

措置法66条の6第1項（以下「本件委任規定」という。）は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等が、各事業年度において適用対象金額（基準所得金額を基礎として所定の調整を加えた金額）を有する場合には、その適用対象金額のうち、その内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下同じ。）の請求権（剩余金の配当等、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。以下同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下「課税対象金額」という。）に相当する金額を、その内国法人の所得の金額の計算上、益金の額に算入する旨を規定する。

これを受け、租税特別措置法施行令（平成29年政令第114号による改正前のもの）39条の16第1項（以下「本件規定」という。）は、上記の政令で定めるところにより計算した金額は、上記特定外国子会社等の各事業年度の適用対象金額に、当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時における当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等の占める割合（以下「請求権勘案保有株式等割合」という。）を乗じて計算した金額とする旨を規定する。請求権勘案保有株式等とは、内国法人が直接に有する外国法人の株式等の数又は金額等をいい、当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権に基づき受けができるる剩余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額等をいう（同条2項1号）。

3 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人による資金調達

ア 本件各子会社は、平成20年に、ケイマン諸島の法令に基づいて設立された外国法人であって、被上告人（旧商号は、株式会社みずほコーポレート銀行。以下、同銀行に吸収合併される前の株式会社みずほ銀行と併せて、単に「被上告人」という。）に係る特定外国子会社等であった。

Mizuho Capital Investment (JPY) 4 Limited (以下「MC I」という。) は、同年にケイマン諸島の法令に基づいて設立された外国法人であり、その発行する普通株式の全部を株式会社みずほフィナンシャルグループが有していた。

イ MC Iは、平成20年12月29日、額面1億円の優先出資証券3550口（以下「MC I 優先出資証券」という。）を発行し、投資家に販売した。本件各子会社は、同日、合わせて額面1億円の優先出資証券3550口（以下「本件優先出資証券」という。）を発行し、MC Iは、MC I 優先出資証券の発行により調達した資金を原資として本件優先出資証券の全部を購入した。本件優先出資証券の保有者は、原則として、普通株主に優先して配当受領権を有する一方、議決権を有しないものとされていた。

本件各子会社は、同日、本件優先出資証券の発行により調達した資金を原資として、被上告人に対し、劣後ローン（以下「本件劣後ローン」という。）により金銭を貸し付けたところ、本件劣後ローンの利息の発生期間の終期は、本件優先出資証券及びMC I 優先出資証券に係る配当の支払日の前日とされていた。本件劣後ローンの利息は、ほぼ全て本件優先出資証券への配当に充てられ、本件各子会社に利益が留保されたり本件各子会社の発行する普通株式に配当がされたりすることは予定されていなかった。

（2）本件優先出資証券の償還等

本件各子会社は、平成27年6月30日、被上告人から本件劣後ローンの全額の返済を受けた上で、これを原資として、本件優先出資証券に係る出資金及び配当金をMC Iに送金し、本件優先出資証券を償還した。この結果、本件各子会社の平成26年12月30日から同27年12月3日までの事業年度（以下「本件各子会社事業年度」という。）の終了の時における発行済株式等は、被上告人が有する普通株式のみとなった。

（3）課税の経過等

ア 被上告人は、本件各子会社の本件各子会社事業年度終了の時における発行済株式等のうちに被上告人の有する本件各子会社の請求権勘案保有株式等の占める割合（以下「本件保有株式等割合」という。）は0%であり、したがって本件各子会社事業年度における課税対象金額は0円であるとして、本件事業年度に係る法人税等の申告をした。

イ 処分行政庁は、平成29年11月7日付けで、被上告人に対し、本件保有株式等割合は100%であり、本件各子会社の適用対象金額の全額が課税対象金額となるなどとし、法人税等の各増額更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。その後、処分行政庁は、令和元年7月29日付けで、被上告人に対し、上記各処分に係る法人税等の各減額更正処分及び過少申告加算税の各変更決定をした（以下、上記各減額更正処分により一部が取り消された後の上記各増額更正処分を「本件各増額更正処分」といい、上記各変更決定により一部が取り消された後の上記各賦課決定処分と併せて「本件各増額更正処分等」という。）。

ウ 被上告人は、上記各減額更正処分がされたことを踏まえ、第1審の口頭弁論終結後の令和3年1月27日付けで、上記アの申告において法人税等の控除の計算を誤るなどした結果、納付すべき法人税等の額を過大に申告したとして、国税通則法23条1項1号の規定により、本件各増額更正処分後の法人税等の額につき、申告額を下回る額に更正をすべき旨の請求（以下「本件各更正の請求」という。）をしたところ、処分行政庁から、同年4月26日付けで、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（本件各通知処分）を受けた。

エ 被上告人は、第1審においては、本件各増額更正処分のうち申告額を超える部分及び上記各賦課決定処分（ただし、上記イの各変更決定により一部取り消された後のもの）の取消しを求めていたところ、原審において、本件各増額更正処分に係る取消請求を本件各更正の請求に係る額を超える部分の取消しを求めるものに拡張するとともに、本件各通知処分の取消しを求める訴えを追加した。

第2 上告代理人武笠圭志ほかの上告受理申立て理由について

1 原審は、前記事実関係等の下において、本件規定を適用すれば本件保有株式等割合は100%となるとした上で、要旨次のとおり判断し、本件各子会社事業年度における適用対象金額のうちに課税対象金額は存在しないなどとして、本件各増額更正処分等に係る取消請求を認容した。

被上告人が本件各子会社から剰余金の配当等を受けることは想定されていなかったため、内国法人が外国子会社の利益から剰余金の配当等を受け得る支配力を有するという、いわゆるタックス・ヘイブン対策税制の下での合算課税の合理性を基礎付ける事情は見いだせない上、本件各子会社事業年度における処理につき、租税回避の目的も、客観的に租税回避の事態が生じていると評価すべき事情も認められない。そうすると、本件規定を本件に形式的に適用することは、本件委任

規定の趣旨及びタックス・ヘイブン対策税制の基本的な制度趣旨に反するから、その限度で本件規定を本件に適用することはできないというべきである。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件では、前記事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するか否かが問題となるところ、この点を判断するに当たり、まず、本件規定の内容が、一般に、本件委任規定の趣旨に適合するか否かにつき検討する。

本件委任規定は、私法上は特定外国子会社等に帰属する所得を当該特定外国子会社等に係る内国法人の益金の額に合算して課税する内容の規定である。これは、内国法人が、法人の所得に対する租税の負担がないか又は著しく低い国又は地域に設立した子会社を利用して経済活動を行い、当該子会社に所得を発生させることによって我が国における租税の負担を回避するような事態を防止し、課税要件の明確性や課税執行面における安定性を確保しつつ、税負担の実質的な公平を図ることを目的とするものと解される。

また、本件委任規定は、課税対象金額について、内国法人の有する特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して計算すべきものと規定するところ、これは、請求権に基づき受けることができる剩余金の配当等の割合を持株割合よりも大きくしてかい離を生じさせる方法による租税回避に対処することを目的とするものと解される。

そして、本件委任規定が課税対象金額の具体的な計算方法につき政令に委任したのは、上記のような目的を実現するに当たり、どの時点を基準として株式等の請求権の内容を勘案した計算をするかなどといった点が、優れて技術的かつ細目的な事項であるためであると解される。したがって、上記の点は、内閣の専門技術的な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

このような趣旨に基づく委任を受けて設けられた本件規定は、適用対象金額に乘すべき請求権勘案保有株式等割合に係る基準時を特定外国子会社等の事業年度終了の時とするものであるところ、本件委任規定において課税要件の明確性や課税執行面における安定性の確保が重視されており、事業年度終了の時という定め方は一義的に明確であること等を考慮すれば、個別具体的な事情にかかわらず上記のように基準時を設けることには合理性があり、そのような内容を定める本件規定が本件委任規定の目的を害するものともいえない。

そうすると、本件規定の内容は、一般に、本件委任規定の趣旨に適合するものということができる。

(2) 以上を前提として、次に、前記事実関係等の下

において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するか否かにつき検討する。

前記事実関係等の下において本件規定を適用した場合には、本件各子会社事業年度における本件各子会社の利益は本件優先出資証券にのみ配当されたにもかかわらず、本件優先出資証券が同事業年度の途中で償還されたために本件保有株式等割合が100%となり、被上告人に対して合算課税がされることとなる。

もっとも、前述のとおり、個別具体的な事情にかかわらず基準時を設ける本件規定の内容が合理的である以上、上記のような帰結をもって直ちに、前記事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱することとはならないところ、特定外国子会社等の事業年度の途中にその株主構成が変動するのに伴い、剩余金の配当等がされる時と事業年度終了の時とで持株割合等に違いが生ずるような事態は当然に想定されるというべきである。また、内国法人が外国子会社から受ける剩余金の配当等は、原則として、内国法人の所得金額の計算上、益金の額には算入されない以上（平成27年法律第9号による改正前の法人税法23条の2第1項等）、本件委任規定につき、特定外国子会社等において剩余金の配当等が留保されることにより内国法人が受ける剩余金の配当等への課税が繰り延べられることに対処しようとするものと解することはできないから、前記事実関係等の下において剩余金の配当等に係る個別具体的な状況を問題とすることなく本件規定を適用することによって、本件委任規定において予定されていないような事態が生ずるとはいえない。加えて、前記事実関係等の下においては、本件各子会社の事業年度を本件優先出資証券の償還日の前日までとするなどの方法を探り、本件各子会社の適用対象金額が0円となるようにする余地もあったと考えられるから、本件規定を適用することによって被上告人に回避し得ない不利益が生ずるなどともいえない。

そうすると、前記事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するものではないというべきである。

(3) したがって、前記事実関係等の下において本件規定を適用することができないとした原審の判断には、本件委任規定の解釈適用を誤った違法がある。

3 以上によれば、原審の前記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、前記事実関係等の下においては、本件各増額更正処分等にその他の違法事由も見当たらず、これらは適法というべきである。そうすると、被上告人の第1審における請求は理

由がないから、これらを棄却した第1審判決は正当であって、被上告人の控訴を棄却すべきであり、また、被上告人が原審において拡張した請求も理由がないから、これらを棄却すべきである。

第3 附帶上告代理人田路至弘ほかの附帶上告受理申立て理由について

1 原審は、前記事実関係等の下において、被上告人は、本件各増額更正処分に係る取消請求において本件各更正の請求に係る税額を超える部分の取消しを求めることが可能であるから、重ねて本件各通知処分の取消しを求める利益を有しておらず、本件訴えのうち本件各通知処分の取消しを求める部分は不適法であるとして、これを却下した。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 増額更正処分後に国税通則法23条1項の規定によりされた更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分は、上記増額更正処分により一旦確定した税額について、更正の請求の理由を踏まえて改めて調査がされた上で、上記増額更正処分後の税額を減額すべき理由はないとしてされる処分である（同項、同条4項）。そうすると、上記通知処分は、上記増額更正処分とは別個にされた新たな処分であることが明らかであり、上記増額更正処分に吸収され、又はその内容が実質的に包摂されるということもできないのであって、上記更正の請求をした者は、上記通知処分が取り消された場合には、減額更正処分を受ける可能性を回復することができる以上、上記通知処分の取消しを求める訴えの利益を有するというべきである。

本件のように上記増額更正処分後に上記更正の請求がされた場合、これに係る税額が申告税額を下回るときであっても、上記増額更正処分に係る取消訴訟において、上記増額更正処分のうち上記更正の請求に係る税額を超える部分の取消しを求めることができるものの、このことから直ちに上記通知処分の取消しを求める訴えの利益を否定することはできない。

したがって、増額更正処分後に国税通則法23条1項の規定による更正の請求をし、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた者は、当該通知処分の取消しを求める訴えの利益を有すると解するのが相当である。

(2) 以上に説示したところによれば、被上告人は、本件各通知処分の取消しを求める訴えの利益を有するものということができるから、これと異なる原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。

もっとも、前記第2のとおり、本件各増額更正処分は適法であり、本件各通知処分に固有の違法事由が争

われていない本件において、本件各通知処分を違法とすべき事由は見当たらない。そうすると、本件各通知処分の取消しを求める請求は理由がなく、これらを棄却すべきものであるが、不利益変更禁止の原則により、附帶上告を棄却するにとどめるほかなく、原判決の上記違法は結論に影響を及ぼすものではない。

以上の次第で、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官草野耕一の補足意見がある。

裁判官草野耕一の補足意見は、次のとおりである。

私は法廷意見に賛同するものであるが、法廷意見第2について異なる視点から補足して述べておきたいことがあるので、以下これを敷衍する。

1 一般に、我が国の税法は、世界的にも稀有といえるほどに緻密で合理的な条文の集積から成り立っており、このことが税制に対する国民の信頼や我が国企業の国際競争力の礎となってきたことは税法の研究や実務に携わる者が均しく首肯するところではないかと推察する。

しかしながら、本件委任規定を受けて設けられた本件規定について子細にみてみると、いささか精緻に乏しいとの見方ができるることは否定し難い。なぜならば、これらの規定の適用下にある外国法人について、

(1) 当該外国法人がその事業年度終了時とは異なる日を基準日として剰余金の配当等（以下、本補足意見においては、単に「配当」という。）を支払ったところ、これを受け取った当該外国法人の株主（以下「受取株主」という。）がその直後に到来する事業年度終了時（以下「直近年度末」という。）にはもはや当該外国法人の株主ではない場合において、①当該外国法人が上記基準日においては特定外国子会社等であり、受取株主が当該特定外国子会社等に係る内国法人（以下、本補足意見においては「特定親会社」という。）であるとすれば、当該配当の原資として用いられた当期純利益の額（以下「配当原資金額」という。）につき、経済実態からすれば、当該特定親会社に対し合算課税をすることが相当であるにもかかわらず、合算課税をなし得ない事態（以下、本補足意見においては、このような事態を「過少課税」という。）が発生し得る一方、②当該外国法人が直近年度末においては特定外国子会社等であるが、受取株主は特定親会社と資本関係のない者であるとすれば、配当原資金額につき、経済実態からすれば、当該特定親会社に対し合算課税をすることは相当でないにもかかわらず、合算課税がされる事態（以下、本補足意見においては、このような事態を「過剰課税」という。）が発生し得るところ、

(2) 仮に、本件委任規定を受けて政令の定めを設けるに当たり、「事業年度」の意義につき、特定外国子

会社等が、その財産及び損益の計算の単位となる期間（以下「会計期間」という。）の末日以外の日を基準日として配当を行った場合には、当該会計期間の始期から当該配当の基準日までの期間をもって一つの事業年度とみなした上で、その翌日から当該会計期間の末日までの期間をもって次の事業年度とみなす（会計期間の末日以外の日を基準日とする配当の支払が一つの会計期間中に複数回なされた場合には各配当の基準日の翌日から次の配当の基準日までの期間も一つの事業年度とみなす）ことすれば、過少課税も過剰課税も回避することができる

と解されるからである。

2 しかしながら、以上の事実を斟酌しても、本件規定の内容は一般に本件委任規定の趣旨に適合する旨の法廷意見の判断（第2の2(1)参照）を覆すことはできない。以下、そう考える理由を、いわゆるタックス・ヘイブン対策税制一般に当てはまる理由（後記(1)）と本件規定に固有の理由（後記(2)）の二つに分けて述べたいと思う。

(1) タックス・ヘイブン対策税制は、税負担の軽減を企業の積極的行動原理の一つとして国際的活動を開拓する我が国企業に対して我が国が課し得る税額が過少となるような事態を可及的に回避することを目的として作り出された税制であると解される。しかるところ、このような企業が実施する取引は複雑多様でかつ可変性の高いものであり、そうである以上、発生し得るいかなる事態に対しても合理的な帰結（過少課税にも過剰課税にもならないような帰結）をもたらし得る税制を立案することは（理想論としてはともかく）実際には期待し難く、加えて、制度の精緻さを過度に追求することは、効率的で公平な徵税手続の実現という点からみれば望ましくない場合があることも否定できない。

(2) 上記(1)の一般論を本件規定との関係で敷衍すると、課税対象金額の計算を特定外国子会社等の事業年度終了時における特定親会社の請求権勘案保有株式等割合を用いて行うものとする本件規定の在り方は、特定外国子会社等がその会計期間の末日を基準日として配当を支払うという典型的な配当支払実務を前提とすれば、十分に合理的であり、かつ、本件委任規定の趣旨を実現するための税制を簡便なものにするという目的にも合致している。確かに、本件規定は、会計期間の末日以外の日を基準日として配当を支払った特定外国子会社等（当該配当の支払日後直近年度末までの間に特定外国子会社等となった外国法人を含む。以下、同じ。）に関して過剰課税を発生させることがあるというある種の難点を抱えていることは事実である。しかしながら、配当をいつ支払うかあるいは事業年度終

了時をいつとするかは、実質的には当該特定外国子会社等の配当支払決定時における支配株主の判断によって決め得ることであると考えられるから、当該特定外国子会社等の配当支払決定時における支配株主と過剰課税によって不利益を受け得る者が同一である場合には、専らその判断により、両者が異なる場合には両者の協議により、過剰課税の発生はほとんど常に回避し得るはずである（なお、過少課税については、もとより関係当事者がこれを回避するように行動することは期待し難いであろうが、この点は本件の判断に影響しない。）。

3 もっとも、本件各子会社事業年度における本件各子会社の利益に関し、現に過剰課税が発生していることは否定し難い事実であり（法廷意見第2の2(2)参照）、しかもこの事態は本件各子会社の設立、本件優先出資証券の発行及び本件劣後ローンによる貸付けの実施という一連の手続（以下、本補足意見においては「本件資金調達手続」という。）がなされた平成20年当時においては起こり得ないものであった（当時の租税特別措置法施行令39条の16第1項の下では、特定外国子会社等が株主に配当として支払った金額は、同項にいう適用対象留保金額に含まれず、合算課税の基礎となる余地がなかったからである。）。しかしながら、この点を斟酌してもなお、本件の事実関係の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するものとはいえない旨の法廷意見の判断（第2の2(2)参照）を覆すことはできない。そう考える理由は以下のとおりである（なお、後記(1)及び(2)は、飽くまでも本件に即して十分な理由付けを示すためのものであって、例えば、以下に示す事情の一部が欠けるような事案の場合に、当然に、その事案の事実関係の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するとの結論に結び付くことを含意するものではない。）。

(1) 被上告人は、利払の損金算入効果を享受しつつ国際金融市場から自己資本を調達しようという意図の下に本件資金調達手続を立案しこれを実行したものであるとかがわれる。しかるところ、被上告人のような我が国を代表する金融機関が本件資金調達手続を立案するに当たっては、当然関係各国の税制を詳細に調査研究し、その内容を知悉することが前提であろうから、被上告人は、我が国のタックス・ヘイブン対策税制についても十分な調査を行い、かつ、（タックス・ヘイブン対策税制は頻繁に改正されるものであることは周知の事実であるから、）必要に応じて、本件資金調達手続の実施後においても最新のタックス・ヘイブン対策税制の内容を調査し、本件資金調達手続によって生み出された会社法や契約法上の権利義務関係に合

理的な変更を加えることによって、予期せざる税務上の不利益が発生することがないよう注意を払い続けることを期待され得る立場にあった。

(2) しかるところ、本件各子会社の利益に関して過剰課税が発生する余地が生ずることとなつたのは、いわゆる外国子会社受取配当益金不算入の制度の導入に伴う平成21年の関係規定の改正によって、合算課税の基礎となる金額（適用対象金額）から、特定外国子会社等がその株主に支払った配当を控除することができなくなったためであるところ、その改正に係る改正法の施行の時から本件優先出資証券の償還がなされた平成27年6月30日までの間には6年余りの期間があった。しかも、本件優先出資証券の償還は本件各子会社（実質的には被上告人とみてよいであろう。）の任意の判断によりなされたものであるから、被上告人において、上記償還に当たって、任意償還がもたらす税効果を検討し、本件各子会社の事業年度を本件優先出資証券の償還日の前日までとするなどの方法を探ることによって合算課税を回避することは、さしたる取引費用をかけることもなく容易にできたはずである（法廷意見第2の2(2)参照）。

4 以上の次第により、私は法廷意見の結論及び理由付けに全面的に賛成するものである。

（裁判長裁判官 草野耕一 裁判官 三浦 守 裁判官
岡村和美 裁判官 尾島 明）

刑事

◎逃亡犯人引渡法に基づく仮拘禁許可状の発付に対する不服申立ての許否

件名 仮拘禁許可状の発付に対する特別抗告事件

最高裁判所令和5年(し)第735号

令和5年11月6日 第二小法廷決定棄却

申立人 エドワール・エウド・アジェージュ

原審 東京高等裁判所

主文

本件抗告を棄却する。

理由

本件抗告の趣意は、東京高等裁判所裁判官がした仮拘禁許可状の発付（以下「本件発付」という。）に対して、刑訴法433条の準用により刑訴法の特別抗告が許されると解すべきであり、そう解さないとときは憲法34条に違反する旨主張する。

しかしながら、本件発付は、逃亡犯人引渡法に基づき東京高等裁判所裁判官が行った特別の行為であつて、刑訴法上の決定又は命令でないばかりか、逃亡犯人引渡法には、これに対し不服申立てを認める規定が置かれていないのであるから、本件発付に対しては不服申立てをすることは許されないと解すべきであり、したがつて、本件申立ては不適法である。また、本件発付の性質に鑑みると、このように解しても憲法34条に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判例（昭和22年（れ）第43号同23年3月10日判決・刑集2巻3号175頁、昭和26年（ク）第109号同35年7月6日決定・民集14巻9号1657頁、昭和36年（ク）第419号同40年6月30日決定・民集19巻4号1089頁、昭和37年（ク）第243号同40年6月30日決定・民集19巻4号1114頁、昭和39年（ク）第114号同41年3月2日決定・民集20巻3号360頁、昭和37年（ク）第64号同41年12月27日決定・民集20巻10号2279頁、昭和42年（し）第78号同44年12月3日決定・刑集23巻12号1525頁、昭和41年（ク）第402号同45年6月24日決定・民集24巻6号610頁、昭和40年（ク）第464号同45年12月16日決定・民集24巻13号2099頁）の趣旨に徴して明らかである（最高裁平成2年（し）第52号同年4月24日第一小法廷決定・刑集44巻3号301頁、最高裁平成6年（し）第111号同年7月18日第一小法廷決定・裁判集刑事263号891頁、最高裁平成26年（行ト）第55号同年8月1

9日第二小法廷決定・裁判集民事247号147頁、最高裁令和元年（し）第699号同年11月12日第二小法廷決定・裁判集刑事327号1頁参照）。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美）

記事

◎山口厚最高裁判所判事の退官

最高裁判所判事山口厚氏は、11月5日限り定年により退官された。

◎宮川美津子氏最高裁判所判事に就任

内閣は、11月6日宮川美津子氏を最高裁判所判事に任命し、同日皇居において、認証官任命式が行われた。

〈略歴〉昭和59年4月司法修習生、昭和61年4月弁護士登録、平成19年2月文部科学省文化審議会著作権分科会委員、平成25年3月内閣府知的財産戦略本部有識者本部員、平成29年4月財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科会委員、令和元年6月日本弁護士連合会知的財産センター委員長、令和4年8月経済産業省産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会委員

◎叙位・叙勲（9月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和5年9月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

定年退官

越谷簡易裁判所判事 古木俊秀
(11月5日)

越谷簡易裁判所判事

静岡簡易裁判所判事 宮下一次

静岡簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事 小林浩一

定年退官

東京簡易裁判所判事 井手良彦
(以上11月6日)

依頼退官

さいたま地方・家庭裁判所川越支部判事 植村幹男
(11月7日)

大阪高等裁判所判事

奈良地方・家庭裁判所長 田中健治

奈良地方・家庭裁判所長

鹿児島地方・家庭裁判所長 浜本章子

鹿児島地方・家庭裁判所長

福岡地方・家庭裁判所久留米支部長 立川毅

福岡地方・家庭裁判所久留米支部長 小田島靖人

福岡家庭・地方裁判所判事 阿閉正則

福岡家庭・地方裁判所判事 富田一彦

(以上11月14日)



最高裁判所規則則

法律等

『人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則について』

人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則（令和五年最高裁判所規則第七号）が、令和五年一月二二日に公布されました。

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百二号）の施行に伴い、嫡出否認の訴えに係る手続等に関する必要な事項を定めることなどを内容とするものです。

なお、この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百二号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行されます。

（規則の条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則

（令和五年一月二二日公布 最高裁判所規則第七号）

標記の法律（令和五年法律第二百二号）が、令和五年五月十二日に公布されているところ、同法律は、附則第一条の規定により、協定の効力発生の日（同年十月十五日）から施行されています。

この法律は、日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定める必要があることを理由として公布されたものです。

（法文及び新旧対照条文は、令和五年十一月七日付け最高裁判所規則第七号で通知したとおりです。）

◎人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文 II 別添のとおり

(別紙)

叙 位 、 叙 紲 (令和5年9月、死亡者のみ)

元日本弁護士連合会常務理事	落 合 長 治	9. 8	従五位
元名古屋地方裁判所判事	杉 山 修	9. 10	正四位
元札幌家庭裁判所少年首席書記官	大 谷 道 治	9. 10	従五位
元奈良家庭裁判所訟廷管理官	中 田 重 幸	9. 13	従五位 瑞双
元宮崎検察審査会事務局長	山 田 祐 明	9. 14	正六位 瑞双
元京都簡易裁判所判事	西 村 幸 雄	9. 16	従四位 瑞小
元福岡家庭裁判所家事首席書記官	岡 井 正 男	9. 22	正五位 瑞小
元旭川地方裁判所事務局長	増 渕 圭 介	9. 28	従五位
元日本弁護士連合会常務理事	籠 池 宗 平	9. 30	従五位

別表（第十六条関係）

別表（第十六条関係）

第二条関係—家事事件手続規則（平成十四年最高裁判所規則第八号）

項	上 煙	下 煙
一〇八 (略)		
九 父を定めること	前婦の配偶者又はその後婦の配偶者が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人（当該前婦の配偶者又はその後婦の配偶者の妻で子又はその代襲者又は前配偶者の妻で子又はその代襲者とともに相続したもの）を除く。	前婦の配偶者又はその後婦の配偶者が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人（当該前婦の配偶者又はその後婦の配偶者の妻で子又はその代襲者又は前配偶者の妻で子又はその代襲者とともに相続したもの）を除く。

項	上 煙	下 煙
一〇八 (同上)		
九 父を定めること	配偶者又は前配偶者が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人（当該配偶者又は前配偶者の妻で子又はその代襲者又は前配偶者の妻で子又はその代襲者とともに相続したもの）を除く。	配偶者又は前配偶者が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人（当該配偶者又は前配偶者の妻で子又はその代襲者又は前配偶者の妻で子又はその代襲者とともに相続したもの）を除く。

十 ナ 七 (略)	たものを除く。)
-----------	----------

十 ナ 七 (同上)	
------------	--

(家事事件の中立て等・法第二百五十五条等)

(家事事件の中立て等・法第二百五十五条等)

第一百二十七条 (略) (新設)

(新設)

2) 民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子の被出産認についての事件の申立てをするときは、家事事件の申立てには、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫の氏名及び住所又は居所を明らかにするために必要な戸籍の原本を必ず他の書類を添付しなければならない。

(審判の確定の通知・法第二百七十七条)

(審判の確定の通知・法第二百七十七条)

第一百三十四条 法第二百七十七条第一項の審判（法

第一百三十四条 法第二百七十七条第一項の審判（法

第二百七十四条第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合にあっては、審判に代わる裁判。以下の条、次条及び第一百三十七条において同じ。)

第二百七十四条第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合にあっては、審判に代わる裁判。以下の条、次条及び第一百三十七条において同じ。)

目次	新	旧
第一編・第二編 (略)		
第三編 家事事件に関する手続		
第一章 合意に相当する審判 (第一百三十四条)		
第二章 不服申立て等 (第一百三十九条)		
第三章 附帯に代わる審判 (第四百三十七条・第四百三十八条)		
第四章 不服申立て等 (第四百三十九条・第四百四十一条)		
第五章 附帯に代わる審判 (第一百三十六条・第一百三十七条)		
第六章 不服申立て等 (第一百三十八条)		
第七章 附帯の審保 (第四百三十九条・第四百四十一条)		

同じ。)について、法第一百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないときは、裁判所書記官は、

官は、連絡なく、当該審判に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。当該審判について、同項の規定による異議の中立てを却下する審判が確定したときも、同様とする。

(通知する審判の内容等・法第一百八十三条の二)
は、次に掲げるものとする。

第百三十九条 (略)
第百三十八条 (同上)
第四編 履行の確保

第百三十九条 (略)
第百三十八条 (同上)
第四編 履行の確保

（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第一百八十九条）
（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百八十九条）

第百三十九条 (略)
第百三十八条 (同上)
第四編 履行の確保

（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百九十条）
（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百九十条）

第百三十九条 (同上)

11

第百三十九条 (略)
第百三十八条 (同上)
第四編 履行の確保

（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第一百八十九条）
（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百八十九条）

（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百九十条）
（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百九十条）

11

第百三十九条 (略)
第百三十八条 (同上)
第四編 履行の確保

（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第一百八十九条）
（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百八十九条）

（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百九十条）
（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百九十条）

11

三 子の氏名及び生年月日

2 前項に規定する通知をする場合において、裁判所書記官は、同項の審判が確定した日を通知するものとする。

(異議の申立ての方式・法第一百七十九条)
第百三十六条 (略)
第三章 關係に代わる審判

(審判の確定の通知・法第二百八十四条)
第百三十七条 (略)
(異議の申立ての方式等・法第一百八十六条)
第百三十八条 (略)
第四章 不服申立て等

(家事關係の手続においてされた裁判に対する不

服申立て及び再審・法第一百八十八条)
第百三十九条 (略)
第百三十八条 (同上)
第四編 履行の確保

（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第一百八十九条）
（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百八十九条）

（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百九十条）
（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等
における嘱託等・法第二百九十条）

11